

## 神戸市スクールソーシャルワーカーの任用に関する要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、神戸市（以下「市」という。）におけるスクールソーシャルワーカーの勤務に関する事項を定める。

2 この要綱に定めのない事項については、地方公務員法その他の法令及び市の条例（以下、「法令等」という。）の定めるところによる。

### (任 用)

第2条 スクールソーシャルワーカーは、次に掲げるいずれかの資格を有する者、又は福祉や教育等の分野において知識及び経験を十分に有する者で、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者のうちから選考し教育長が任用する。

(1) 社会福祉士

(2) 精神保健福祉士

(3) 福祉や教育及び心理の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者で、職務内容を適切に遂行できる者

### (職 務)

第3条 スクールソーシャルワーカーは教育長の指揮及び監督の下に次に掲げる事務を処理する。

(1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ

(2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

(3) 学校園内における児童生徒支援体制の構築、支援

(4) 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供

(5) 教職員への研修活動

(6) その他教育長が必要と認めるもの

2 スクールソーシャルワーカーは、教育長の指示に従って市立学校園を巡回し、又は特定の学校を拠点に、前各号の職務を行う。

### (補 則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則 (平成28年8月25日一部改正)

この要綱は平成28年8月25日から施行する。

附則 (平成30年4月1日一部改正)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附則 (平成31年3月20日一部改正)

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附則 (令和2年4月1日一部改正)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。